

1944～51年にかけてのイギリス、アメリカ両国の西ヨーロッパにおける戦後秩序形成への対応（2）、（完）

益 田 実

目次

はじめに

第1章 英米両国の初期対ヨーロッパ戦後構想：マーシャル・プランの形成およびそれへの対応まで

第1節 終戦直前から直後のイギリス側政策決定者たちによる戦後国際状況一般の認識と、その中で自国のおかれた地位および、おかれるべき地位の認識、そして対米認識のうち、特にヨーロッパ大陸における戦後秩序形成にかかわるもの

第2節 対ドイツ問題でのイギリスの基本認識：

第3節 1947年までのアメリカ政府による西ヨーロッパ経済復興への援助、特にマーシャル・プランの形成

第4節 マーシャル・プランがイギリス外務省の根本的戦後対西欧政策構想に対して持った意義

（以上、法経論叢第14巻第1号）

第2章 NATOの形成、対西欧経済援助の進展とイギリス外務省の根本的対西欧政策構想への影響

第1節 NATO形成の持った意味

第2節 経済面からのイギリス外務省の根本的対西欧政策構想への打撃とアメリカの対西欧戦略の変質

第3節 西ヨーロッパにおける秩序形成の方向としての「統合」問題の浮上とイギリス外務省の初期構想の挫折

第3章 1950年以降のイギリスを除く西ヨーロッパ諸国による超国家主権の統合計画による西ヨーロッパでの秩序形成の試みとその

論 説

れらをめぐる 1951 年秋までの英米の姿勢の明確化

第 1 節 1950 年時点でのイギリス政府の西ヨーロッパ統合運動への
基本的スタンス

第 2 節 1950 年時点でのアメリカ政府の西ヨーロッパ統合運動への
基本的スタンス

第 3 節 フランスによるシューマン・プラン提示と、1951 年までのイ
ギリス、アメリカの対応

第 4 節 フランスによるプレヴァン・プランの提示と 1951 年までのイ
ギリス、アメリカの対応

むすびにかえて

(以上、本号)

第 2 章 NATO の形成、対西欧経済援助の進展とイギリス 外務省の根本的対西欧政策構想への影響

第 1 節 NATO 形成の持った意味

さてこのようにして、経済面での戦後西欧秩序形成が、アメリカを後援者としながら進展しはじめたと並んで、この間に北大西洋条約の締結、北大西洋条約機構（NATO）の成立という戦後外交・軍事史上の最大級のイベントが 1948 年春から 1949 年秋にかけて起こってゆくわけであるが、これは後に触れるイギリス外務省側の大きな対西欧政策の転換と軌を一にする動きであって、ここではまず、NATO 形成が当時のイギリス外交の中でもった意味について、その要旨だけを略述しておきたい。

そもそも NATO 形成に至る国際情勢の変化としては 1948 年になり、チェコスロヴァキアで共産党によるクーデター（これは国内に強力な共産党を抱える西欧の大陸諸国には、対岸の火事どころではない強い危機

感を与えたはずである)がおこったこと、そしてそれに引き続くソ連によるベルリン封鎖(これまたソ連側の真意が不明確であり、処理を誤れば大陸で再び戦端が開かれかねない危機であると、多くの大陸の人たちには受け止められたはずである)、といった大陸の西欧諸国にとっては見過ごせない危機が襲ったことがある。その結果として大陸の西欧諸国の間には急速に軍事的な不安感が高まり、この面でのイギリスへの「具体的」な援助の要請が強くよせられ、この時点ではなお西欧諸国のリーダーたらんとす意欲に燃えていたイギリス外務省としてもこの声が無視できなかったという事情に、NATOはその発生を負っているのである。

イギリス外務省はその根本的対西欧政策構想の実現のためには当然、この西欧諸国からの軍事的支援、イギリスの大陸へのコミットメントの明確化を求める声に応える必要があったのであるが、現実には、イギリスの持つ限られた軍事的資源と、それとは不釣り合いに大きな海外での軍事的コミットメントの存在は、当時のイギリスの基本的軍事戦略を、大陸を東側に席捲された際の反撃拠点としての中東地域の防衛を優先するというものに傾かせていた。したがって、(その可能性は極めて低いと考えられたが)万が一、東側が大陸で軍事的侵略にでた場合、一時的にはそこからイギリスの兵力を撤退させざるをえないと考えられていた西欧への具体的軍事援助や、対西欧軍事コミットメントの明言など不可能であった。そしてもちろん、そのような西欧諸国の安全保障軽視としか解釈されようのない軍事戦略自体、イギリスがその指導者としておさまろうとしていた国々に対して公開できるものではなかった。したがってイギリスに求められたのは、自らの基本的軍事戦略を変えることなく、そしてそれをあくまでも対外的には明らかにすることなく、どこか他からの力を借りて、西欧諸国にその求める安全の保障を与えることとなったのである。そのような「他からの力」の供給者の選択肢は非常に限られており、というより事実上、一つ、すなわちアメリカあるいはアメリカ

論 説

カとカナダまで含む北米しかなかったのであり、その結果としてまず、イギリス側から積極的に、アメリカ、カナダを巻き込んだ大西洋の兩岸をはさんだ地域的集団安全保障体制の構築が、あくまでも「当面の打開策」として追求され、それがアメリカ側はまた別の思惑（といってもそれは後述するようにイギリスのそれと実のところかなり似通ったものであったのだが）から、西欧への軍事的安全保障の供与の必要を自覚し始めていたということと重なり、NATO という形をとったわけである⁽¹⁾。

アメリカ側が北大西洋条約調印という形で、それまでの経済的支援による経済的安全保障政策から大きく一步を踏み出した理由は一言で言うところでもまた、イギリスに対してと同様に、軍事的安全保障の公式な形での提供を強く求める西ヨーロッパの大陸諸国の強い願望（そして、それを独力では充足できないのでアメリカにすがりつかざるを得なかったイギリスのジレンマ）の存在であった。それまでマーシャル・プランを通じた西ヨーロッパの経済の復興、そしてそれに伴う政治の安定、ヨーロッパ人の自信の回復さえ達成できれば、ソ連の脅威に充分対抗できると考えていたアメリカ側にとっては、大陸諸国およびその代弁者としてのイギリスからの1948年初頭の公式の軍事同盟条約締結の申し出は、驚きをもって迎えられた。アメリカ政府としてはそのような条約関係の締結にはまず、議会および世論の反対が強く予想されたし、そもそも、ヨーロッパにおけるソ連の脅威は直接の武力衝突を意図した軍事的なものでなく、戦争で疲弊し混乱した西ヨーロッパの不安定さにつけこんで内部からの共産主義者によるコントロールをねらう政治的脅威であると、考えていたので、そのような条約の締結は必要性が疑問視されたし、実現が困難であるとも思われたのである。また、このようなアメリカによる援助の拡大は、ヨーロッパ人の側の自立にむけての自助努力を弱め、恒久的なアメリカへの依存状況を作り出すのではないかという懸念も、ケナンなどは抱いていた。しかし、イギリスからの要請の直後、1948年2

月にチェコスロヴァキアでおこった共産主義者によるクーデターでの政権奪取というソ連側の行動も手伝い、議会もその同意なしでは北大西洋条約のもとでのアメリカの参戦はおこなわれぬし、駐ヨーロッパ米軍も増加しないという条件で納得し、アメリカとしては、大陸諸国が必要という限り、そのようなペーパー・コミットメントに反対する理由はなくなったのである。結局、ヨーロッパ人側に、ソ連の脅威に対抗できるのだ、という自信を回復させることこそが、長期的にはアメリカの庇護の下からの彼らの自立を助けることになるという発想をアメリカ人自身が抱いていた以上、ヨーロッパ諸国が、その自信回復には北大西洋条約のようなものが必要であると考えたならアメリカとしてはそれを提供せざるをえなかったのである⁽²⁾。

第2節 経済面からのイギリス外務省の根本的対西欧政策構想への打撃とアメリカの対西欧戦略の変質

さて、再びマーシャル・プランにより1947年の夏以降、戦後西欧の秩序形成というアジェンダの正面におどりでていた西欧の経済復興という問題にもどるが、イギリス外務省側では、その「特別な」取り扱いの要求をアメリカ側に一蹴されたにもかかわらず、アメリカ側が要求してきたヨーロッパ人自身による具体的な経済復興計画作成のためのCEEC（ヨーロッパ経済協力委員会）を精力的に組織し、ベヴィン自らその議長役も努めた。ソ連および東欧圏からのCEECへの参加はなく、その点では何の問題も生じなかった。しかし西側のドイツ占領当局は計画に参加しており、依然として強硬なドイツ問題でのフランスの主張のために、CEECでの議論でも西ドイツの経済復興の将来は曖昧な状態であったのだが、もはやソ連カードをきることもできないフランスの英米陣営への接近は急速に進んでいった。これは当然、イギリス外務省の歓迎するところであり、さらにアメリカ政府の強い要求によりCEECの中に欧州

関税同盟研究部会 (the European Customs Union Study Group) が設置されたことによって、彼らとその対西欧戦後政策構想の実現に向かって前進したと考えたのはまちがいないであろう。外務省としてはこの機を逃すことなく、関税同盟参加という形での、イギリス政府としての欧州経済統合への公式コミットメントをぜひ明確にしたかったわけであるが、ここで彼らが直面したのが、先にも少し触れた、商務省と大蔵省からの強い反発であった。

大蔵省はどちらかといえばイギリスも含む欧州関税同盟構想に対して好意的であり、一部の大蔵官僚はそれがイギリスの国際収支改善を意味するのなら、「漸進的」計画によって「長期的」には関税同盟形成に至る経済協力計画に参加してもよいかもしれないとまで考えたが、しかし、その最終的結果がどのようなものを産み出すか全く不明な基本的構想作成の時点で、将来の関税同盟への確実なコミットメントをおこなうことは不可能であるという見解であり、結局は外務省のような関税同盟形成と、それへの参加に対する積極的推進の立場には反対するしかなかった。欧州関税同盟研究部会でのイギリスの役割は、単に波風を立てず、どっちつかずの態度を示しておくだけでよいというのが大蔵・商務両省の意見であり、商務省に至っては、イギリスは積極的に同部会の議論の中で、関税同盟の現実化に伴う具体的問題を持ち出し、審議の遅延をはかり(イギリスが「反対」したからではなく、あくまでも欧州関税同盟構想そのものに内在する現実的困難を理由として)この構想を破壊すべきであるとまで考えていた。このような経済官庁からの反対に加え、植民省もコモンウェルスの結束維持のためには帝国特惠関税制度の維持が不可欠であると考えており、関税同盟への公式コミットメントには反対であった。こうして、CEEC および関税同盟研究部会でのイギリス政府代表の立場はフランス、ベネルクスといった外務省がみずからの第3勢力形成構想の実現のためにその支持を必要としていた国々の積極姿勢と比べて極め

て non-committal なものとなり、1947年6月に、マーシャル・プランによって与えられたかのように思われた外務省の政策構想実現の機会は、現実のものとはなりえなかったのである⁽³⁾。

以上の記述から、マーシャル・プランにより本格化した、1950年までの西ヨーロッパにおける秩序再建を求めてゆく歩みの中で、イギリスが果たしたあるいは果たそうとして果たせなかった役割がかなりはっきりとみえてくるであろう。西ヨーロッパはマーシャル・プランによる経済復興を最優先するという形で本格的にその戦後秩序の再建を目指すこととなり、イギリス外務省にとってもそれは、その根本的な対西欧戦後政策構想の実現につながるとみなされ、したがって当初イギリス外務省は積極的にリーダーシップを発揮しようとしたわけである。しかし、結局はイギリス政府内部での意見の不一致からその政策構想の大幅な修正ないしは放棄を迫られてゆくこととなり、それと並行して、イギリスの西欧経済復興計画の中での、ひいては西ヨーロッパの戦後秩序再建の中でのリーダーシップ発揮の余地は狭くなっていった、というわけである。

一方、マーシャル・プランによって最初の頂点に達したアメリカの戦後ヨーロッパにおける経済的支援を通じた復興・秩序形成の試みは、最終的な対ソ協調、“the One World”アプローチの放棄と、ヨーロッパにおける東西勢力圏分割という権力政治的アプローチの(ケナンのような当初よりの現実主義者にしてみれば遅きに失した、しかし、他の大多数のアメリカの政策決定者たちにとっては、再生されたウィルソン主義の挫折という代価を支払っての)受け入れ、という認識の変化を明示するものであったといえるだろう。この認識の変化は1947年8月末のポーレンによる覚書に明瞭に示されている。

合衆国は戦争中および終戦直後に、その主要な政策が基づいてきた幾つかの想定とまったく矛盾する世界の状況に直面している。終戦後、——政

論 説

治と経済の両面において——大国間の一致の代わりに、ソ連とその衛星諸国を一方とし、その他の世界をもう一方とした完全な不一致が存在する。簡単に言うと、一つではなく、二つの世界が存在するのである。この同意しがたい事実と直面して、いかにそれが嘆かわしいものであれ、合衆国は自身の、そして自由な非ソヴィエト世界の繁栄と安全の保障のためには、その主要な政策目標の再検討を迫られている。……現今の状況から導かれる論理的帰結は、非ソヴィエト世界は自らに可能な手段を通じて、政治的に、経済的に、財政的に、そして最終的には軍事的にも力をあわせて、効果的に、ソヴィエト地域の結集した勢力に対処できるような立場につくべきである。このような方法によってのみ、自由で、非ソヴィエト的な世界はソヴィエト世界の中央集権化された容赦ない支配に直面しながら生き残ることができるのである⁽⁴⁾。

そして、このような認識の変化の中で、アメリカ政府がヨーロッパにおいてソ連の勢力圏に対抗するための手段として採用したのが、ソ連がしたようにヨーロッパ諸国を集権的な命令系統の下に置くのではなく、ヨーロッパにおける勢力均衡の担い手となりうる強くかつ独立した勢力を、ヨーロッパの統合という形でつくりだそうというものであった。国務省ヨーロッパ局長ヒッカーソン (John D. Hickerson) が、1948年1月イギリス駐米大使に対して述べたように、いまやヨーロッパにおける秩序形成という観点からのアメリカの最大のねらいは、「単なる合衆国の影響力の延長ではなく、もしも、合衆国の行動がそうすることを必要とするならば、ソ連にだけでなく合衆国にも“No”と言えるような真のヨーロッパの組織である第3勢力」を創出することとなっていたのである。このような発想の背後にはアメリカ合衆国に対比すべき存在として「ヨーロッパ合衆国」の誕生を期待するというナイーブなあるいは独善的な発想が皆無であったとはいえない。しかし、アメリカ政府がこのよ

うな「統合」という形での西ヨーロッパの対ソ連の結束と力の強化を望んだ最大の理由は、アメリカ世論および議会が（仮に西ヨーロッパ諸国がそれを望んだとしても）、ソ連が東ヨーロッパにおいておこなったものと同じような直接の大規模な統制とコミットメントをアメリカが西ヨーロッパにおいておこなうことを許す可能性が存在しなかったからであり、またそうするだけの資源をアメリカが保有しているとは認識されていなかったからでもある。結局必要なのはアメリカの肩からソ連に対抗して自由世界を守るという重荷の一部でも取り除いてくれる別の対ソ拠点勢力の育成であり、西ヨーロッパ（ここではイギリスも含む）はまさにその第一候補であった。しかし、もちろん、それが幾分なりともソ連に自力で対抗できるまでの力を身につけるまでの期間、アメリカによる一定の支援は必要なのであり、それを可能にするには世論および議会を納得させる論理が必要であった。反ソ感情は一般的なアメリカ世論の認識とはなっていたが、いまだ海外それも旧大陸におけるアメリカのコミットメントの永続という事態は多くのアメリカ人にとって受け入れがたい発想であった。そのため、西ヨーロッパ諸国もソ連の脅威に対抗すべく最大限の仲間内での協力と努力をしているのだという事実を、アメリカ国民と議会の前に示して見せることが、アメリカによる対西ヨーロッパコミットメントの漸進的な拡大のためには必要不可欠であると国務省には考えられたのである。そしてそのデモンストレーションの手段として最も効果的なのが「統合」という形式の協力なのであった（さらに付け加えるなら、このようにして統合され繁栄する西ヨーロッパの存在が長期的にはソ連による東ヨーロッパ諸国への支配の継続を困難にしてくれるであろう、という期待も国務省内には存在していた）⁽⁵⁾。

第3節 西ヨーロッパにおける秩序形成の方向としての「統合」問題 の浮上とイギリス外務省の初期構想の挫折

こうして、1940年代も終わりに近づくにつれて、西欧の経済復興、東西に分割された形での秩序形成は着実に進展しつつあったのだが、こういった現実の成果にもかかわらず、1950年の時点で西欧の中小国（特にベネルクス3国）および、西ヨーロッパ復興の最大の（というよりも他に代るものがない単独の）スポンサー/プロモーターたるアメリカにとってはなお大いに不満なことがあった。すなわち、これらの4ヶ国が、西欧の経済復興のためには不可欠であると考えていた西ドイツ（欧州経済の牽引車たる潜在力をもっていることは間違いなかったが、敗戦国であり依然として主権国家としての地位を回復してはいなかった）の経済力をいかにして他の欧州諸国の経済の中に「統合」された形で（つまり西ドイツが単独で経済復興を遂げることによって再び近隣諸国への政治的、軍事的脅威となってしまうことのないような形で）活用させるか、という問題についての明確な解決策が、依然として合意されていなかったということであった。

アメリカに関して言えば1947年から1948年初めまでに、このドイツ経済の統合を通じた復興という解決策についての見解は明確なものとなっていた。例えば1947年4月のアメリカ統合参謀本部の分析によれば、「ドイツの支援なしでは、西ヨーロッパのその他の諸国が、我々のイデオロギー上の敵の軍隊に対して、合衆国がかの地において敵を敗北させるにたる戦力を動員・配置しおわる以前に対抗しうることはほとんど期待できない……ドイツ産業の完全な復活が……フランスの経済的復興のためには不可欠であり、そしてフランスの安全保障こそは合衆国、カナダおよびイギリスの共通の安全の保障とは不可分なのであった。したがって、このドイツの潜在力をフランスに受け入れ可能な形で西ヨーロッパの経済システムに編入して、西ヨーロッパの対ソ姿勢を強化する

最良の手段として、「統合」こそが最善の手段であるとの発想につながっていったのである⁽⁶⁾。

しかし、ドイツ経済を他のヨーロッパ諸国のそれと統合するという形で復興するための最初の具体的計画であるシューマン・プランが提示されるのでさえ1950年になってからである。その間、2年近くにわたって、この問題は事実上の棚上げ状態にあったのだが、その主な原因はこの問題についての英仏両国の姿勢が不明確であったことにあった。といってもこれはもちろん、この問題にかんする両国の対応が同じように不明確であったという意味ではない。実際には1945年以来、米ソとともにドイツの分割占領に携わっていた両国のそれまでの公式、非公式の対応をみれば、これら2ヶ国の政府が、基本的には全く逆の方向で、将来のドイツのあるべき姿について考えていたことは、(広く一般大衆のレベルではともかくとしても)、少なくとも関係諸国の政策決定に携わる人々にとっては、明白な事実であったはずであるし、本稿の中でもイギリスについてもフランスについてもその基本的ジレンマはすでに述べたとおりである。

ここまできてようやく、これまでみてきた「西欧の経済復興」が、「西欧の経済統合運動」とかかわりはじめる、というより、上に示したようなドイツ復興をめぐる特にフランスの消極的姿勢の打開策として、かかわりを持たざるを得なくなってゆくということがおわかりできたかと思う。しかし、この後、1950年以降のより具体的なヨーロッパ統合計画の展開の中での英米のそれぞれの認識と対応を分析する前に、まず以下に若干の紙幅を割いて、この西欧の統合問題が1947年から1949年の間にいかなる形で、イギリス外交の根本的指針の転換までにいたる重大な影響をもたらしたかについて触れておかななくてはならない。

マーシャル・プラン具体化の作業の始まり以降、西欧の経済「復興」は、その単独の後援者であるアメリカ政府および、(おそらくはこちらの

論 説

方がより重要であろうが) そのための予算措置を認可する権限を持つアメリカ議会にとっては、西欧諸国の経済「統合」という被援助諸国側の「自助努力」と同時に進められていかななくてはならないものであるとまで見なされるようになっていった。なぜ、「統合」がアメリカ側の望みかつ必要とする「自助努力」を意味するのかといえばそれは、18世紀以来、“nation states”が持つ偏狭な国境線意識にしばられ、“balance of power”という形式の、アメリカ人からみれば「不道德」な“power politics”にうつつをぬかし、その結果として2度の世界大戦を引き起こしたヨーロッパ人が、ついに自らの過去の誤りに気づき、アメリカのような、分権的でありながら同時に単一の連邦政府を持つ、“a united states”への道を歩み始めた証しと見なすことができたからである。そしてもちろんそのような見方をできるようにするということは、国務省がアメリカ議会を説得するのにも大いに役立つというわけである⁽⁷⁾。

このような欧州「統合」への外圧の高まりを背景にして、イギリス外務省は1948年1月、米ソに匹敵し両者から独立しうる世界勢力としての“the Third Force”形成を狙う政策、すなわち公式には、“a Western Union”の形成をうたった政策を発表し(ただし、もちろんその最大のねらいである、短期的にはアメリカの経済力・軍事力を利用せざるをえないが、中・長期的にはそうすることによって西欧をイギリスのリーダーシップのもとに統合し、米ソのどちらからも独立した世界勢力としてゆくとする部分は外部に対しては隠されたのだが)、これはただちに、同年2月に英仏ベネルクス5ヶ国による集団安全保障条約であるブラッセル条約の締結という一定の「成果」をもたらした。そして翌年に向け、最終的には北大西洋条約の締結へと、進展していくわけであるが、それは同時にすでに述べたようなイギリスの指導力の限界の反映でもあった。

(つまり、イギリス単独では大陸西欧諸国の求める安全保障は供与できないが、イギリスとしてはその事実を西欧側に対して隠蔽しなくてはな

らないというジレンマである。）

一方、経済面では、これもすでに述べたように、政府内部の反対の強まりからイギリス政府としては、外務省が当初求めていたような西ヨーロッパ関税同盟の形成という形での経済統合の推進に積極的に関与することはできなくなってゆくこととなる。この外務省の計画にとっての障害はしだいに大きなものとなり、単に西欧の「経済復興＝経済統合」の中でイギリス政府が果たす役割の縮小にとどまらず、反対にイギリス経済が西欧経済に過度に依存しないようにしなくてはならないというところまで、根本的な政策の転換に至るのである。

1949年夏、イギリスは深刻な通貨危機におそわれ、アメリカ・カナダという北米のドル地域の国々からの支援によりようやくその危機を脱出できたのだが、その結果としてイギリス政府は、自身の経済の脆弱性と、北米のドル地域がイギリス経済にとって持つ重要性をあらためて強く認識するようになり、同時にこの通貨危機に際してイギリスに対して何ら援助をする能力も持たなかった西欧諸国の経済力はイギリスのそれ以上に脆弱であり、そういう国々が「統合」したところで、それは「第3勢力」としてイギリスの世界大国としての威信を高める基礎となるよりもむしろ、イギリスに負担を強いるだけではないのかという懸念を抱くようになってゆくのである。軍事面で西欧諸国がイギリスにとって利益よりも負担を強いるだけの存在ではないかという懸念はすでに上に述べたような事情からすではっきりと認識されていたし、そのような軍事的に脆弱な地域の経済と自国の経済を「統合」することの危険性を考えるならば、イギリス政府としては「第3勢力」の形成に対してますます消極的にならざるを得なかったというわけである。

こうして経済的・軍事的要因の双方から、外務省が1945年以来抱いていたその根本的対西欧政策構想は大きな転換を迫られることになり、“a Western Union”の政策が鳴り物入りで公表されてからわずか2年もた

たないうちに、イギリスの根本的世界戦略は、それまでの西欧重視という路線をはなれ新たに世界に散在するイギリスの帝国・コモンウェルスを独自の影響力の基盤として、それをイギリス側からみるならば英米間にのみ存在すると考えられた政治的・経済的・文化的な“Special Relationship”と結び付けて、イギリス自らは北大西洋条約によってまとめられた北米と西欧による「大西洋共同体」の中間地点に位置して独自の、かつ特権的な仲介者としての地位を保つべきである、というものに変化してゆくのである。この変化が完全に終了するのは1949年の10月ころであるが、西欧の経済統合という問題についてのみ見るなら、1949年1月までにはすでに内閣レベルではっきりと、イギリス政府が欧州の関税同盟形成に参加することはありえないし、今後の西欧との経済協力は欧州経済協力機構（The Organization for European Economic Co-operation: OEEC）の枠組みの中で漸進的にのみおこなわれるべきであり、いざとなれば撤退可能な点を越えた西欧との経済協力への関与はあってはならないという結論がはっきりと下されていたのである⁽⁸⁾。

このようにしてイギリス政府自らの特に西ヨーロッパ諸国との関係での自国の国際体系上のあるべき地位の認識は1949年10月までには戦後初期のそれと比べて大きな変化を遂げたわけであるが、すでに述べたその新たな対西ヨーロッパ政策の性質、すなわちアメリカ、カナダとの大西洋を超えた連携の強化という内容上、それは他の二つの当時者たる米加両国側との了解なしでは成立し得ないものであることはあきらかであった。

したがって、イギリスがこのような政策を採用し得たこと自体、アメリカもイギリスと西ヨーロッパに関してこういう認識を成立させたということであり、以下にそのような認識の形成の過程を述べる。まず、1948年夏までに英米仏3ヶ国はドイツの西側占領地帯を事実上、一つの国家とすることに關して基本的合意に到達し、それによって、分割された半

分であるとはいえ(というよりもアメリカ国務省の考えでは分割された半分に過ぎないから、その復興によってフランス、オランダ、ベルギーといった諸国のドイツ・アレルギーを極端に刺激することがないという利点があったのだが)、巨大な潜在的工業生産力を持つ地域を西ヨーロッパ復興の拠点とすることがようやく可能となった。これがアメリカ政府の考えていた西ヨーロッパにおける秩序形成の中でイギリスが占めるべき役割の転換を可能にした最初の状況の変化であった。もちろん、いまだ西ドイツ経済がその潜在力のすべてを発揮させるまでには大きな障害が、フランスの強い反対という形で立ちはだかっていたのだが、これについてはアメリカとしては既定の大陸諸国による経済統合の推進と、そのなかへの西ドイツの編入という政策の進展に期待するしかなかった。第二の状況の変化は、1949年夏の通貨危機によって改めて明確になった戦後イギリス経済のもろさの露呈であった。つまり、イギリスはその戦略上の拠点を世界各地にもち、対ソ「世界」戦略上は依然として最も重要かつ強力な自由主義陣営の一員であったが、こと西ヨーロッパの復興にかんしていうならば、むしろそのヨーロッパ域外でのコミットメントの重荷(イギリスとしてはこれを放棄するつもりはなかったし、アメリカとしてもそのようなことは、そこへの共産勢力の浸透を招くおそれがあるとみて望んではいなかった)ゆえにその牽引車たる役割を背負わせるにはあまりに経済的に脆弱な存在であるというイメージが、1949年秋までにはアメリカの政策決定者たちに、はっきりと形成されたわけである。そして今や、西ドイツ国家の誕生が確実になったことにより、西ヨーロッパにおいてイギリスにかわる復興のための牽引車となる存在が、大陸の統合推進の成果しだいでは、確保できる見込みがたったのである。こうして、アメリカはイギリスに対して西ヨーロッパのリーダーたる役割を期待する必要がなくなったのであり、そのようなイギリスをより有効に対ソ戦略上活用するためには、北大西洋条約が提供する、「大西洋共

論 説

同体」という枠組みの中でヨーロッパと北米の中間に存在する重要なリンクとしてイギリスを位置づけることがイメージされるようになったのである⁽⁹⁾。

註

- (1) この間の展開については以下の文献を参照のこと。John Baylis, *The Diplomacy of Pragmatism, Britain and the Formation of NATO, 1942-1949*, (London, 1993). John Kent & John Young, “The ‘Western Union’ concept and British Defence Policy, 1947-8”, in R. J. Aldrich (ed.), *British Intelligence, Strategy and the Cold War 1945-51*, (London, 1992), pp. 166-192. Kent and Young, “Third Force”.
- (2) *FRUS* : 1947, I, 776-777. *FRUS* : 1947, IV, 606-612. *FRUS* : 1947, II, 908. *FRUS* : 1948, I, 626-627. *FRUS* : 1948, III, 4-6, 49-50, 6-7, 29-30, 34-35, 52-53, 12-13, 21-23, 65. *FRUS* : 1949, IV, 194. *FRUS* : 1948, III, 157. *FRUS* : 1949, IV, 70-71, 198-199. *FRUS* : 1948, I, 560, 654n, 655. *FRUS* : 1948, III, 283-289. Gaddis, “Spheres of Influence”, pp. 74-76.
- (3) FO371 62552 UE7147, FO minute by Hall Patch, 7 Aug. 1945. FO371 62552 UE7116, Caine(CO) to FO, 14 Aug. 1945. FO371 62555 UE10765, FO minute on European Customs Union FO37162555 UE11531, minute by Hall Patch, 8 Nov. 1947. FO371 62723 UE10878, enclosing EPC(47) 6, 3 Nov. 1947. ; United Kingdom Study Group on Customs Union, Draft Interim Report. FO371 62723 UE10729, a note by CO for UKSGCU, 3 Nov. 1947. FO371 62723 UE10734, redraft of the Interim Report of UKSGCU, 4 Nov. 1947. FO371 62723 UE10816, EPC(47) 11, Cabinet Economic Policy Committee, ‘Customs Unions: Interim Report of the Interdepartmental Study Group’, 6 Nov. 1947. FO371 62723 UE10878, minutes of EPC(47) 6th mtg., 7 Nov. 1947. FO371 67673 Z9053, FO minute, record of FO meeting, 8 Oct. 1947. BT11/3493 CRT2136/1947, European Economic Cooperation Cmmittee (EECC), Sub-Committee on Integration, C. W. Sanders(BT) to J. Helmore, 13 Sep. 1947. H. J. B. Lintott to Helmore, 15 Aug. 1947. Lintott to Clarke(T), 15 Aug. 1947. BT11/3600 CRT3319/1947, Customs Union Working Party, sub-committee for EECC.

- (47-49), CU(47) 6, 11 Oct. 1947, note by the Colonial Office ; 'The Clonies and a Customs Union'. note by Sanders(BT), 23 Sep., 1947. minute by Helmore, 22 Sep. 1947. copy of Bevin to Attlee, 5, 16, Sep. 1947. TN(P)(47) 160, 8 July, 1947. T236/804 OF265/2/15/5, Examination of possible customs unions. December 1947 - January 1948.
- (4) *FRUS* : 1947, I, 763-764. see also, *ibid*, 770n.
- (5) *FRUS* : 1948, III, 11., *FRUS* : 1947, III, 281, 356-357., *FRUS* : 1948, III, 17-18, 208-209, 223., Gaddis, "Spheres of Influence", pp. 69-71. Gaddis, *Strategies*, pp. 55-56. *FRUS* : 1948, III, 177. *FRUS* : 1947, III, 222. *FRUS* : 1948, III, 301. Gaddis, "Spheres of Interest", pp. 72-73.
- (6) *FRUS* : 1947, I, 741., *FRUS* : 1947, II, 229., *FRUS* : 1948, III, 7., *FRUS* : 1948, I, 515-516.
- (7) Horgan 及び Rappaport の上掲雑誌論文参照。
- (8) "Western Union" について : CAB129/23, CP(48)6, memo. by the Foreign Secretary, 'The First Aim of British Foreign Policy' 4 Jan. 1948. CAB129/23, CP(48)8, memo. by the Foreign Secretary, 'Future Foreign Publicity Policy', Jan. 1948. FO371 73045 Z273, FO to Washington, 13 Jan. 1948. FO371 73047 Z1308/G, despatch by Bevin (draft), 13 Feb. 1948. FO371 62555 UE12502, Memo. by R. B. Stevens, 22 Dec. 1947., minutes of 22 Dec. 1947-10 Jan. 1948. FO371 67673 Z8029, FO minute, 8 Sept. 1947. FO371 73048 Z1404/G, minute by Roberts, 9 Feb. 1948. ブラッセル条約, NATO に至る過程 : Baylis, *op. cit*, chapters 8-9. Kent and Young, "The Third Force", p. 53, 54. 関税同盟の放棄について : *ibid.*, p. 52. FO371 73060 5801, Harvey to Kirkpatrick, 26 July 1948 and minute by Jebb, 2 July 1948. FO371 73061 Aug. 1948. BT11/3600 CRT3319/1947, Customs Union Working Party, sub-committee for EECC. (47-49) ; minute by Jardine, 16 Dec. 1948. note by BT, 8 Jan. 1949. copy of FO telegram, 29 Dec. 1948. minute by Jardine, 17 Dec. 1948. CAB134/220, EPC (49) 5th mtg., 26 Jan. 1949., CAB128/16, CM (62) 49, 27 Oct. 1949. CAB134/220 ; EPC (49) 5th mtg., 26 Jan. 1949. 1949年10月の政策転換について : CAB129/37(1), CP(49)208, memo. by the Foreign Secretary, 'European Policy', 18 Oct. 1949. CAB129/37(1), CP(49)203, memo. by the Foreign Secretary and the Chancellor of the Exchequer, 'Proposals for the Economic Unification

論 説

- of Europe', 25 Oct. 1949. CAB128/16, CM(62)49, 27 Oct. 1949. FO371 76384 W3113/G, Strang minute, 9 May 1949. FO371 76383 W5339, Jebb to Strang, 27 Sept. 1949. FO371 76384 W3114, PUSC(22) Final : 'Third World Power or Western Consilidation', 9 May 1949. FO371 76385 W4707, PUSC(51) Final : 'Anglo-American Relations Present and Future', 24 Aug. 1949. FO371 76385 W4640, PUSC(48) Final : 'Western European International Organization', 24 Aug. 1949. CAB134/220 ; EPC(49)24th mtg, 1 July 1949. EPC(49)27th meeting, 7 July, 1949. CAB129/36, CP(49)185, 191. and CAB128/16, CM55 (49). CAB128/16, CM48(49)2, 25 July 1949. CAB128/16, CM53(49)1, 29 Aug. 1949. CAB128/16, CM62(49)6, 27 Oct. 1949. T232/126, EEC7/8/04, Note of the Chancellor's discussion with Mr. Harriman on 28 Oct. 1949. T232/150, EEC78/11/08, Copy of Bevin to Washington, 25 Oct. 1949, minute by Makins, 26 Oct. 1949, CRO to the Commonwealth governments, 29 Oct. 1949. Paris to FO, 1 Nov. 1949, FO circular telegram, 21 Nov. 1949, 'Western Union', FO circular telegram, 9 Dec. 1949, 'European Economic Integration'.
- (9) *FRUS* : 1948, II, 1-374, 1298, 1320n. *FRUS* : 1949, III, 878. *FRUS* : 1949, IV, 109. *FRUS* : 1948, III, 122, 303. *FRUS* : 1949, IV, 289-291, 343. Gaddis, "Spheres of Influence", pp. 78-83.

第 3 章 1950 年以降のイギリスを除く西ヨーロッパ諸国 による超国家主権的統合計画による西ヨーロッパで の秩序形成の試みとそれらをめぐる 1951 年秋まで の英米の姿勢の明確化

第 1 節 1950 年時点でのイギリス政府の西ヨーロッパ統合運動への 基本的スタンス

すでにみてきたような過程を経て、イギリス政府は自らのリーダーシップの下での西欧諸国の「第 3 勢力」への組織化の試みを放棄したわけであるが、もちろんだからといって、イギリスが西ヨーロッパの経済

復興は不要であるという判断に至ったわけではなかった。1949年秋以降、イギリスが求めるようになった新たな西ヨーロッパのありかたというのは、経済的にも軍事的にも復興をとげイギリスからは自立した西ヨーロッパ、というものであり、ここでイギリス外務省の戦後の対西欧政策は大きな変化を遂げ、基本的にアメリカ国務省の抱く理想的な西ヨーロッパ像との一致を見たといつてよいであろう。いまや、西ヨーロッパは、その資源および潜在力を利用して、イギリスを再び超大国の一角に食い込ませるための土台として動員させられるべきなのではなく、経済的にも、軍事的にも、政治的にもイギリスに対しての重荷になることのないように、できるだけ早期に自立して独力でソ連・東欧圏に対峙できる存在となることが望まれるようになったのである。

この条件を満たす以上は、イギリスとしても西ヨーロッパ諸国がどのような形で統合を進めようとも、とくに反対をする必要はなかった。経済分野における統合の試みであれば、それが西欧経済の復興、さらには西欧諸国の政治的安定をももたらしてくれるようなものである限り歓迎すべきであるが、イギリスがみずからそれに参加することは基本的にはありえず、また具体的な経済的成果が期待できないような(あまりにも理想主義的な)統合運動であっても、イギリスに対して大きな不利益をもたらすものでない限りは妨害もおこなわない、という態度を、1950年までにイギリス政府はとるようになっていたのである。しかし、すでに述べたような、1949年秋までに完成した、イギリスにとっての西ヨーロッパが世界秩序の中で果たすべき役割の変化は、あくまでもイギリス政府の内部、それも具体的には外務省の内部でおこった考え方の変化であり、アメリカ政府によって強く支援され、イギリス政府の当初の西ヨーロッパ重視の政策によっても勇気付けられていた、西ヨーロッパ内部でみずから統合運動を推進しようとしていた人々がイギリスに対して抱いていた期待というものは、また別個のものとして存在していたことを忘

論 説

れてはならない。そして現実には、そのような期待のあらわれの一つとして西ヨーロッパ諸国の間では1948年5月のハーグ会議以降、政治的統合の推進、欧州連邦創設を求める声が急速に高まりつつあったのである⁽¹⁾。

このような急進的な政治的統合を求める声に対してイギリス政府は、純粋に経済的な統合を求める動きとは異なった見方をとり、警戒の念のいりまじった姿勢をとっていた。そもそも、連邦主義によって欧州の政治的統合を一気にすすめるという発想そのものが、非現実的なものではないかとイギリス外務省はみていたし、いまだに自治領と植民地からなる帝国であるイギリスが、欧州の中小国と平等の立場で、その国家主権の一部といえども、超国家的な連邦組織に譲渡するということなどあってはならないことであった。そしてすでに述べたように経済的に不安定であり、したがって政治的にもいまだに不安定な大陸諸国と、その時点で政治的関係をいわずらに強化することは、イギリスにとってはその大国としての生き残りという最重要課題の実現に対してリスクを高めるだけであるとも考えられたのである⁽²⁾。

また、イギリス政府として西ヨーロッパの急速な政治的統合の進展に対して危機感を抱かざるをえなかった理由はもう一つあり、それはすなわち大陸諸国のうち、特にイタリア、フランス両国の強力な共産主義政党の存在であった。つまり、国家主権の一部を超国家的な欧州機関に委ねることは、そのような超国家的機関への共産主義者の浸透による情報漏洩の危険があると考えられたのである⁽³⁾。この時点ではまだ具体的構想は浮上していなかったが、西ヨーロッパにおける軍事的統合についても、同様な懸念から、イギリス政府としては積極的に推進することはできなかつたし、大陸欧州諸国のみによるそのような統合計画がなされたとしても、それが自らの安全保障に与える影響を、慎重に見極める必要があった。

1949年末から1950年初めにかけてのイギリス政府の西ヨーロッパ統

合運動の進展に対する態度は以上に見たようなものであるが、ここまでの時点でもう一度確認しておくべきことが一つある。たしかに、イギリスは自らのリーダーシップによる西欧諸国の統合とそれを基礎とする、米ソと対等の“the Third Force”を形成しようとする政策を放棄し、冷戦の中での同盟国としての西欧との友好関係は維持しつつも、その統合運動については、あくまでも第3者の立場からかかわってゆくことを決意したわけである。しかし、このことは直ちに、イギリスの世界戦略の中から米ソに伍してかつ両者から独立した世界大国としての地位を再建・維持しなくてはならないという根本方針がなくなってしまうというわけではない。アメリカとの間に“Special Relationship”を構築しながら、同時に経済的復興に向かう欧州を外部から支持するという形で、大西洋をはさんだ北米と西欧との間で特権的地位をもつ「仲介者」となることにイギリス独自の存在意義を見出すということが、新たな外交政策上の根本的目標として設定されたのであり、西側陣営全体の中で、アメリカ（北米）、西欧という2つの軸とならぶ、第3の、対等かつ不可欠な軸としてイギリスおよびその帝国とコモンウェルスを位置付け、その3本の軸が全体として東側と対峙するという、基本的世界秩序を描くことによって、独立の世界大国としてのイギリスの存在意義を見出し、またそのような秩序形成が可能であるとも認識していたのである⁽⁴⁾。

第2節 1950年時点でのアメリカ政府の西ヨーロッパ統合運動への基本的スタンス

すでにみたようにアメリカ国務省は1949年秋までに、その西ヨーロッパにおける対東側戦略上の最重要課題である、西欧諸国の経済統合を推進するにあたっては、(a)新たに誕生するであろう、西ドイツ国家の経済力をその他の西ヨーロッパ諸国のそれに組み込むことにより、その有効利用をはかり、西ヨーロッパの復興を促進することが必要であり、(b)そ

のためにはドイツ経済の再建に最も警戒の念を示すフランスの態度の変更が不可欠であり、(c)そのような経済統合の旗振り役としてのリーダーシップは、世界各地になお、アメリカ自身の国益に照らしてみても維持されることが重要ではあるが、アメリカが即座に全面的に肩代わりすることは不可能なほど巨大なコミットメントを抱えており、そのための経済的負担にあえいでいるイギリスには期待できない、という認識を固めていた。しかし、そのような認識はあっても実際に西ヨーロッパの経済統合を促進するための具体的な方策というものはなお模索中というのが、1950年時点でのその対西欧統合政策の発展段階であった。既存の西ヨーロッパ諸国による地域的協力機構は、アメリカが直接、発言権を有するものとしては、マーシャル・プランの受け皿として成立したCEECから発展したOEECという経済協力組織と、NATOという軍事的協力機構の二つが存在していたし、またハーグ会議以降の政治的統合への声のたかまりを背景に形成されていたthe Council of Europeのような西ヨーロッパ諸国自身のイニシアチブにもとづくものもあり、参加各国の官民をまじえて、まさに「統合」のための議論をおこなっている場も存在していた。しかしそれらいずれもイギリスが参加しており、そのことは、上にみたような、超国家主権的な統合にはいかなるものであれ参加できないという姿勢を当時までに明確にしていたイギリスの政策からいって、これら3つのいずれの組織も、イギリスを含む限りは、政府間協力を超えた真の「統合」へと発展させることが困難なことを意味していたのである。また、これらの組織の中で、より限定的な統合の推進をはかることをアメリカが望んでも、それがアメリカによる強圧的な押し付けの形をとることは、統合のためのイニシアチブは、ヨーロッパ人自らのなかから生まれてこなくてはいけないという、アメリカ政府の、そしてアメリカ議会、世論一般の認識からいっても、困難なことであった。つまりとて、自らの意志により統合を促進するようにヨーロッパ諸国

に、機会あるたびに呼び掛けることはできても、上に掲げた、(a)・(b)・(c)の三つの条件を満たす具体的な西ヨーロッパの統合の進展策はアメリカ側からは何も提示し得ない、手詰まり状況にアメリカはあったのである⁽⁵⁾。

いずれにせよ、戦後5年をへて、イギリス外交もそしてアメリカ外交も、ヨーロッパ問題について、それぞれ大きな認識の変化と対応の変化を経験し、次第にその目標が接近していったわけであるが、具体的外交史上の事実の展開に目を戻すと、マーシャル・プランという最初の本格的経済復興の開始から数えて、3年をへて、1950年代に入るとともに西ヨーロッパは本格的な統合に向けての歩みをはじめることになった。

第3節 フランスによるシューマン・プラン提示と、1951年までのイギリス、アメリカの対応

1950年こそが、戦後西ヨーロッパ統合運動史上の分水嶺となった年であった。同年5月には、最初の成功した超国家的統合機関創設の試みである、いわゆるシューマン・プラン（the Schuman Plan）による、単一の超国家的機関の管理下に置かれた石炭と鉄鉱の共同市場を参加国間に作りだす、「欧州石炭鉄鉱共同体」（the European Coal and Steel Community：ECSC）設置にむけての交渉がスタートし、同じ年の内に、これは無残な失敗に終わった、いわゆるプレヴァン・プラン（the Plevan Plan）による、西ドイツの戦力をもその一構成員とし、これもまた超国家的機関の指揮下におかれるヨーロッパ連邦軍創設を目的とした、「欧州防衛共同体」（the European Defence Community：EDC）にむけての交渉も開始された。

まず、シューマン・プランに対する労働党政権下のイギリスの当初の反応であるが、ECSCは、1950年5月9日、当時のフランス外相シューマン（Robert Schuman）が、参加国の石炭および鉄鋼産業を管理する超

国家的機関の創設を求める計画、つまり後に提唱者の名前をとってシューマン・プランと呼ばれることになった計画を発表したことによってその設立にむけての動きが開始された。

このプランを提唱するにあたってフランス政府が意図した目標は大きく分けて3つに整理できる。第1に、シューマン・プランは、単一の超国家主権的機関のもとで西ドイツとフランスとを、対等に取り扱うことを許すものであり、石炭・鉄鋼という基幹産業の分野で両国経済を分離不可能なまでに結び付けることによって、両国間の紛争再発の防止にも役立つもの、つまり仏独間に永続的な和解を作り出すための政策として提唱されたものであった。第2に、このプランはフランスにとって大きな経済的利益をもたらすはずのものであった。このプランが順調に進展すれば、フランスは西ドイツにある豊富な石炭・鉄鉱資源を「正当」に自国の産業復興のためにも利用できるわけであり、両国のもつ資源をより効率的に利用することが可能になるとも予想されていたわけである。フランス政府が意図した第3の、そして最も重要な目標は、西ドイツの戦後復興に際しては、それまでの国際法上の基本的原則であった国家主権こそが国際関係においては最も尊重されるべき基本的権利であり、主権において諸国家は平等であるという発想からの脱皮を実現することにあった。シューマン・プランの下では西ドイツの経済的主権は永続的な（しかし、他の参加国とも平等であり、したがって西ドイツ国民の自尊心を傷つけることの無いような形で）規制を受けなくてはならないのであり、そうすることによってはじめてフランスは、将来、強力な独立した西ドイツが誕生しそれが自国への脅威となる可能性を防ぐことができると考えられたのである。

しかし、このプランの最大の特徴であるその「超国家主権的性質」(supranationality) に対してイギリス政府は好感を示さないであろうということは、フランス側にも、それまでの CEEC や OEEC での、欧州

関税同盟をめぐる議論等からすでに確実にわかっていた。それゆえ、フランス側はこのシューマン・プランの最大の眼目となる点で、イギリスの反発による妥協が安易になされないように、プラン発表時から“supranationality”の原則は交渉の余地の全くない大前提であるという姿勢を明らかにしていたのである。もちろんシューマン・プランはイギリスも含めた西ヨーロッパ諸国すべてに対してオファーされたものであるが、上記のようなフランス側の動機・目的から明白なように、フランスがプランを成功させるために絶対に必要とした参加国は、西ドイツだけであり、この“supranationality”の原則を妥協の余地のない前提条件とすることによって結果的にイギリスをプランから排除することになったとしても、フランス側にはそれは何の障害にもならなかったのである。このようなフランス側の自らのプランについての独自の意図と非被妥協的姿勢によって、イギリス側の対応の余地は当初から極めて限られたものとなっていたともいえるだろう⁽⁶⁾。

とはいうものの、イギリス側にとっても、このプランに参加することは、当時までに成立していた、これまでに述べたような彼らの対西欧政策の基本構想(1949年秋までのそれを“version 1”とするなら“対西欧政策 version 2”といてよいだろう)の枠組みの中でとらえるならば、当初より、経済的にも、軍事的にも、政治的にもそれほどのメリットがあるとは考えられなかった事実である。

第一にシューマン・プランのもつ経済的意味合いについていうならば、まずイギリス政府の経済官僚たちは、このプランの実現に伴う実務上の問題は乗り越えがたい障壁となるであろうと直ちに判断した。さらに同プランは、イギリス自身がすでにIMF-GATT体制および予定されていたITOの下でのコミットメントを明らかにしていた、アメリカの主導する開放的な多国間貿易体制の構築という国際経済体制上の長期的目標とは合致し得ないのではないかとの意見もあった。さらに当時のイギリス

政府から見てこのプランが持っていた最大の問題と思われたのは、それが彼らの“対西欧政策 ver. 2”と一組になっていた当面の国際経済政策と両立させることが困難であると思われたことにある。つまり、すでに述べたように1949年夏の深刻な通貨問題とそれに続くポンドの切り下げという危機におそわれた中でイギリス政府が選択していた、今後イギリスはみずからの支配するスターリング地域と西半球のドル地域との協力の強化に活路を見出すべきであって、依然として脆弱な西欧経済への依存度を高めるべきではないという政策に照らすならば、石炭・鉄鉱という自国の基幹産業を、西欧諸国のそれと完全に超国家主権的な形で統合することは不可能であると思われたのである。このイギリスの政策の下でヨーロッパ側との間で進めるべきことは、OEECを通じた漸進的な政府間協力であって、シューマン・プランのような性急な超国家主権主義に基づく経済統合は（たとえ石炭、鉄鋼という分野に限られるとしても）とうてい参加しがたいものであった。第二に、ECSCがイギリスにとって軍事的にはどういう意味をもっていたかという点、プラン自体は、それがフランスと西ドイツの間に関係改善をもたらすであろう以上は西ヨーロッパの対東側防衛能力を強化するものと思われ、その点では大きな意義をもつものであった。しかし、その中へイギリスが加わるべきかという問題になると石炭・鉄鋼という戦略産業を大陸のそれと統合してしまうことは大陸との関係強化の「行き過ぎ」を意味するものであった。第2次大戦時のように大陸の同盟諸国が簡単に敵勢力に屈伏した場合、大陸と統合されたイギリスの石炭・鉄鋼産業は大きな打撃を受け、戦時のイギリスの生存能力を大きく損なうおそれが大であった。結局、このような戦略的な意味合いからも、ECSCにイギリスは参加すべきではないというのが軍部の考えであった。第三に、ECSCへの参加のもつ政治的意味であるが、それは直ちにイギリスにとっては受け入れ不可能なレベルの連邦主義的欧州統合運動への関与を意味するものであった。さらに

大陸諸国の政治的統合運動には内部に強い容共的要素が混じっているとイギリス政府の認識は、そのような運動が長期的には西ヨーロッパ諸国をして中立的なあるいは親ソ的な政治勢力の形成へと向かわせるのではないかという懸念をももたらしていた。結局、これら三つの点からいって、フランスによる「超国家主権性」の原則への事前のコミットメントの強い要求は、イギリスにはとうてい受け入れがたいものであるとみなされ、1950年6月、パリで開始された、フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクススの6ヶ国によるECSC設立に向けての交渉にイギリスは参加しなかったのである⁷⁾。

イギリス政府は6ヶ国による交渉開始後も、この前例のない超国家主権的経済統合体の創造は多くの実際上の問題を伴うであろうから、早晚、暗礁に乗りあげるであろうと予測していた。しかし、現実はこの予想を裏切り、同年7月末には、6ヶ国ははやくも大筋での合意に到達し、イギリス政府も、それまでのシニカルな見方をすてて、積極的にシューマン・プランへの支援を与える必要が生じることとなった。ECSCの成立はもはやほぼ確実となったのであり、この前提にたって、イギリス側からも、プラン成功の際に最大の成果となるであろう仏独間の和解が確実に成し遂げられるようにできるだけ協力し、プラン参加6ヶ国および、このプランに対して(後に述べるように)それを西欧諸国側からのはじめの本格的な統合に向けての努力のあかしであると考え、その始まりから大きな支持を示していたアメリカ政府に対して、イギリス側は不参加の決定こそしたけれど、プランの進展に対して否定的ではないということを理解させることが必要となったのである。すでに述べた労働党政権の“対西欧政策 ver. 2”の核心をなす、大西洋をはさむ北米と西欧の間で特別な掛け橋・仲介者となることこそが、イギリスの世界的威信の維持・拡大には不可欠である、という結論からいって、このようにして、アメリカと西ヨーロッパ諸国のどちらからも好感を得られるような対応

を示すことは極めて重要な課題だったのである。こうして、はやくも1950年8月には、ベヴィンはシューマンに対して（非公式な形ではあったが）イギリス政府はECSCとの間に何らかの協力関係（association）をきずきたい意向であると伝え、翌年、労働党から保守党への政権交替の直前、1951年9月に、この姿勢は当時の外相、モリソン（Herbert Morrison）によって公式に対外的に示された。そしてこのあと、労働党政権下にECSC側に公約された協力関係が具体的にどのようなものとなるのかを決定するのは新たに成立したチャーチル保守党政権の役目となったのである（1951年4月にECSC条約は調印されていた）⁽⁶⁾。

一方で、アメリカ政府にとって、シューマン・プランの発表こそは彼らが待ちわびていた西ヨーロッパ人自らの、それもフランスという統合への最も大きな障害とみられていた国からの西ドイツ経済をも取り込んだ、本格的な超国家主権主義的な統合提案であり、分野こそ石炭・鉄鉱という2つの産業に限定されてはいたが、当然、歓迎されてしかるべきものであった。国務長官アチソンは、「このフランスのイニシアチブの重要かつ深遠なる意図」に対しての「共感と歓迎」を直ちに表明し（ただし、彼の回想録によれば発表直後には彼はこのプランの真の価値が理解できず、単なる石炭・鉄鉱カルテルとしかみなさなかつたと告白している）、トルーマンはこのプランを「建設的なステイツマンシップの発露」であると高く評価した。ハリマン（William Averell Harriman）大統領特別補佐官は、シューマン・プランはマーシャル・プラン以来の最も重要な経済的進歩のためのステップであり、ヨーロッパによる大胆で、想像力にあふれ、そして具体性をもったイニシアチブであると絶賛した。アメリカ世論の間でのシューマン・プランの評判もまた上々であった。国務省にとって同プランはまさに、彼らにとっての言葉の真の意味での「統合」、すなわちアメリカ合衆国がそうであるような連邦的（federal）な形での統合への大きな前進であった。そしてそれがまさに彼らにとつ

て最も困難な課題と見られていたフランスとドイツの間の対立の解消をもたらしうるものであった点から言っても、戦後、いや歴史上それまでになされた最大級の前進であった。時の駐仏アメリカ大使、ブルース(David Bruce)の言葉を借りるなら、「大陸文明の本来のリーダーたるフランスは、その無気力状態と敗北主義の精神から立ち上がり、再びその近隣諸国を糾合させるためのスタンダードを打ちたてた」のであった⁽⁹⁾。

このアメリカ政府の根本的には好意的な反応は、シューマン・プランに関する限りは、以後その ECSC 設立のための 6 ヶ国の交渉過程においても(そして後に述べるようにその成立後も)当然、継続された。しかし、もちろんそのような好感がもたれた最大の理由である、プランの持つヨーロッパ大陸諸国自らの、自立的な経済統合を通じた復興と和解のためのイニシアチブである性質を考慮するなら、アメリカ政府としてはプランの実現の過程において干渉することは当然望ましくないことであり、いわば暖かいまなざしをもって見守る以上の行動にでる必要もなかったのである。したがってアメリカの ECSC 成立までの関与は最小限のものであり、たとえばルール of 石炭に対する私企業による所有権の比率をめぐる、ルール of ドイツ人企業家を代弁するアメリカ人弁護士とフランス政府の主張が対立し、交渉が遅滞を来したときにアメリカの在ドイツ高等弁務官マクロイ(John J. McCloy)が仲裁的役割を果たした時のような、例外的でかつどうしてもアメリカの関与が不可欠と思われた場合にのみ介入はなされたのである。一方で、アメリカ政府は交渉の中身にかかわらない、物質的支援、例えば交渉のための会議の開催、資料の配布、将来の ECSC スタッフの訓練のための教育機関の設立といったものに対しての費用などには、積極的にその負担をすることをためらわなかった。このように、アメリカの態度とイギリスの基本的には冷めた、あるいは超然とした態度との間には、顕著な相違がみられたわけであ

論 説

る⁽¹⁰⁾。

ECSC 条約調印後も、アメリカによる ECSC への暖かい対応は変わることはなく、それは政府・国務省レベルにとどまらず、というよりもそれよりもはるかに熱狂的な度合で、アメリカ議会や世論によっても示された。議会では、頻繁にヨーロッパの統合推進を支持する決議がなされたし、たとえば、1952 年の相互援助条約 (the Mutual Security Act of 1952) の中には、議会によって次のような一節までが挿入されさえしたのである； (かっこ内は筆者による補足)。

本議会は最近のヨーロッパにおける政治的連邦化、軍事的統合、経済的統一の進歩を歓迎し、これらの目的のために (西ヨーロッパの) 力を強化し、安全の保障を確立し、北大西洋地域での平和を維持するための手段としての、さらなる進展のための強い努力の必要性への確信をここに再確認するものである。このような努力をさらに奨励するために、本議会は本立法が、ヨーロッパにおける政治的連邦化、軍事的統合、経済的統一のための具体的諸手段を支持すべく運用されるべきことの肝要性を確信するものである⁽¹¹⁾。

このように、シューマン・プランに関する限り、アメリカの対応は官民あげての支持が圧倒的であったわけであるが、国務省はだからといって、プラン実現のための圧力行使と受け取られかねないことを懸念し、プランへの干渉は最小限に押さえつづけた。その政策は一言で言って、統合は支持する、しかしそのための圧力はかけない、というものであった。

以上、シューマンプランに対する英米両国の当初の反応をみてきたわけであるが、イギリスの方が、若干及び腰であったにせよ、基本的に両国ともプランの成功それ自体は 1950 年までに形成されていた、英米の非

常に似通った対西ヨーロッパ政策と何ら矛盾するものではなく、むしろその目的に見事に合致するものであった以上、支持するという基本路線に大きな相違はみられなかったわけであり、したがって大きな外交上のトラブルなども発生はしなかったとあってよいであろう。（イギリスのシューマン・プラン交渉参加拒否に至るまでの逡巡は、幾つかの方面、ことに野党保守党から批判されはしたが、1951年秋のチャーチル保守党政権誕生後も、結局は前政権の基本路線が引き継がれるのであり、それは単に純粹に与党批判のための批判としてなされたものにすぎなかった。またシューマン・プランに直接かかわらない民間のヨーロッパ統合論者からの批判もみられたが、すでにみたようにプランの建設者であるフランス自身がイギリスの参加には期待をもっていなかったわけであるから、（短期的には）大きな外交上の失点というわけではなかった。）

第4節 フランスによるプレヴァン・プランの提示と1951年までのイギリス、アメリカの対応

他方、プレヴァン・プランへのイギリス、アメリカ両国政府の当初の反応であるが、これを分析するには、当然、まずそのようなプランをフランス側が提起するに至った経緯を知る必要がある。そして、結論の一部をここで先取りするならば、同プランは朝鮮戦争勃発に伴う、アメリカの対ソ認識とその世界戦略の転換という、それに先行する国際情勢の変化の結果として生じた状況の中で産み出されたフランス側にとっては「苦し紛れ」といってもよい外交的イニシアチブであり、したがって、ここではまず、アメリカ側のその対ソ認識・戦略の変化の過程と内容とを知ることから始めなくては、英米両国の同プランへの反応を適切な歴史的文脈の中において理解することも不可能なのである。

というわけで、そのアメリカ側の基本的世界戦略の変化の内容と過程であるが、これは、戦後アメリカ外交史を学ぶものならば、周知のもの

といってよいであろう、一つの政策提言報告書、NSC(National Security Council：アメリカ国家安全保障会議) 68 という文書の作成と、その直後の朝鮮戦争の勃発そして、トルーマン政権による NSC 68 の承認という形で起こったものである。

1949年にあい続いてアメリカの政策決定者たちをおそった「ショック」、特に中国大陆での中国共産党政権の誕生およびソ連による核実験の成功という二つの出来事と、それ以前からトルーマン政権内部で問題となっていた、三軍間での戦略構想をめぐる議論に明確な合意が得られないという状態、およびアメリカの拡張しつつあるコミットメントをいかにしてアメリカの動員可能な「限られた」(とトルーマン政権にはそれまで認識されていた)資源と適合させるかという課題の解決の必要から、1950年初頭になりトルーマンは、単一の網羅的な文書の形で、アメリカにとっての利益、脅威、それへの対応策を具体的に示す必要があるという認識をいただくに至り、その成果として国務省と国防省の小人数のスタッフからなる臨時委員会によって1950年4月半ばまでに作成されたのがNSC 68である⁽¹²⁾。

NSC 68は、それまでの、ケナンの考案による封じ込め戦略からの大きな変化をもたらした。同文書はまず、アメリカの基本的目標として、ソ連圏のような全体主義的社会と異なる自由社会の諸価値の保護をかけた、それはすなわち多様性の容認、個人の尊厳の尊重にあると明言し、そのような諸価値の守られうるような自由な民主的社会的繁栄を目指さなくてはならない、と明言した。そのための基本的な戦略というのは、現状での対共産圏の勢力バランスからの逸脱を完全に防ぐことにあると考えられ、したがってケナンの考えていたような、対ソ勢力均衡上重要な戦略的産業＝軍事拠点の防衛だけではなく、世界のあらゆる場所で、いついかなる時にも、アメリカは共産圏側の勢力伸長の動きを無効にするような対応が可能な体制をとる必要があり、それはすなわち大幅なコ

コミットメントの質と量双方の拡大を意味するものであった。したがって、封じ込めの境界線すべてが同様にアメリカにとっては重要な戦略上の防衛価値を持つのであり、それらの間に、異なったプライオリティをおくことは許されないわけである。当然、このようなコミットメントの拡大にはそれを可能にする資源の供給源をどこに求めるのかという疑問が伴うわけであるが、それに対する NSC 68 の回答は、アメリカの経済力はその完全なポテンシャルを使いきってはならず、増税や連邦政府予算の赤字増大なしでも、防衛費の大幅増額は可能であるというものであった。ソ連の当時の軍事支出はその GNP 比 13.8% に達しているものと推測されたが、アメリカのそれは当時依然として GNP 6-7% にとどまっており、アメリカの経済成長は 1949 年から 1954 年の間に 450 億ドルの GNP の増加を可能にする見積もられ、それだけの国民総生産の伸びの中には、国民の生活水準を引き下げることなく、防衛費の大幅な増大を可能にするゆとりがあると考えられたのである。このような議論の背景には、ケインズ流財政論による、軍事支出をも含む公共支出の増大は短期的赤字を超えて歳入の純粋増加をいずれもたらすという発想があったといわれている。とにかくこのようにして、同文書は世界のあらゆる場所での即時の共産圏側からの軍事的・非軍事的双方の脅威へのあらゆるレベルでの対応能力の増大、特に西側が劣っていた、通常軍備の拡大を要求したのだが、もともと財政的には保守的で均衡財政主義の信奉者であったトルーマンが、(非公式な見積もりによれば当時の年間軍事支出の上限として彼が認めていた 135 億ドルの 3 倍におよぶ 500 億ドルが NSC 68 の勧告を実行するためには必要であるとみられていた) 直ちにこの勧告を承認したわけではなかった⁽¹³⁾。

しかし、朝鮮戦争の勃発は、結局のところこのトルーマンの考えを転換させるに十分なほどの、そして NSC 68 が要求するだけの莫大な軍事支出の増加をアメリカ議会に認めさせるにも十分なまでの衝撃をもたら

した。1950年7月にはアチソンの勧告に従い、トルーマンはまず100億ドルの追加軍事支出を議会に要請し、それに続いて同年末までには3度の追加要請が行われ、最終的に議会が認めた1951会計年度用の防衛予算は、482億ドル、トルーマンの当初要求額の257%増に至り、まさにNSC 68の起草者たちの非公式の見積もりが要求していた額の防衛予算増大が可能になり、ここにアメリカの対ソ軍事戦略は大きな転換を遂げたのである⁽¹⁴⁾。

上述のようにNSC 68は、対ソ封じ込めラインのすべてにわたり平等な戦略的重要性を与え、そのすべてにおいて即座のそして敵側の行動に応じた柔軟な対応を可能にすることを求めていたのだが、実際にこのようないっきに増大したアメリカの防衛資源をどのようにその戦略と結び付けて適切に配分するか、という現実的次元ではやはり何らかの形での諸コミットメント間の序列化が必要となることは避けがたいものであった。というのも、世界のすべての地域に平等に薄く広く伸ばされた対ソ戦線などというものを築きあげたところで、それは実用上非効率的であり、かつその大半が無意味なものとなることは明らかであったからである。そのため結局のところはアメリカの軍事コミットメントには序列化がおこなわれ、その中で最大の優先順位が与えられたのは、やはりアメリカにとっての最も強力な同盟諸国群を含み、そしてその喪失が最もアメリカの利害にとって致命的になると思われた西ヨーロッパ地域だったのである。こうして、国務省はいまや十分な資源の裏付けに支えられて、NATOを単なる紙切れ以上のものにするためのアメリカの具体的行動として、アメリカ地上軍4~6個師団のヨーロッパNATO軍への増派と、アメリカ軍人のその最高司令官への任命を行うべきであるとの結論に1950年9月までに到達した。そしてその際に、国防省から、アメリカのみが現状で直ちに大陸での大幅な軍備拡張に乗り出すという負担増（防衛予算大幅増はもちろん即座の米軍事力の拡大にはつながらない

し、朝鮮戦線への米軍の投入という事情からも、この4～6個師団というのは、国防省にとっては相当の重荷と見られたのである）への代価として西ドイツの即時再軍備とそのNATO軍への加盟をすすめるという要求が持ち出され、これが1950年9月にニューヨークで開かれたNATO理事会の際に、アメリカ政府側からその同盟諸国に突然に提案されたのである（アメリカ統合参謀本部は、すでに1950年5月初めに「軍事的見地からは適切な規模でかつ早期の西ドイツの再軍備は、西ヨーロッパのソ連からの防衛にとって極めて重要であることを確信している」むねを表明していた。しかし、その時点ではトルーマンはこの見解に対して、それは「きわめて軍事的に過ぎるものであり、現在の状況から言って非現実的である」と批判し、「我々は第1次大戦後に、ドイツ内部の秩序維持を主な名目としてドイツが10万人の兵隊を訓練することを許可され、……それがヨーロッパの歴史上、最大の戦争遂行機構を訓練する基礎となったのと同様の誤りを決して犯すつもりはない」とまで述べていた。国務省も当時はこの大統領の見解に同意しており、「我々のドイツでの占領目的達成という見地からは……いかなる形式であれドイツの再軍備を、少なくともドイツ国民側に民主的傾向を発展させ、より柔軟な対応をおこなえる政府を確立させるまでは遅らせる方が、我々にとっては確実に利益をもたらすのである。……その長期的な忠誠心にいまだ相当の信頼性をもてそうもない強力な軍事力をドイツにつくることは、西側の真の力の増強にはならないであろう。」と述べていた⁽¹⁵⁾。

この（イギリスを含む）西欧諸国に対しての、アメリカからの軍事援助と軍事的コミットメントを増大することの引き換えに、西ドイツをNATOに加盟させるという形でその即時再軍備を実現したいという要求に対して、国内に依然として強烈なドイツ・アレルギー感情の存在していたフランスはもちろんであるが、イギリス政府もその当初の反応は極めて消極的なものだった。労働党政権も1950年の5月にはすでに、西

ドイツを西側陣営の一部として再軍備させることは不可避でもあり、また望ましいことでもあると内閣レベルで結論を下していたが、この決定はあくまでも、アメリカ側よりも中・長期的視野にたった、「いずれ」の話であって、9月のアメリカ提案のような即時完全再軍備が望ましいとは決して思われていなかった。イギリス政府としても、東ドイツ側がすでにソ連の支持の下で、警察軍という形で事実上の再軍備に着手しているという状況で、西ドイツを永遠に巨大な軍事的真空地帯のまま放置しておくことは、西ドイツ自身のそしてヨーロッパ全体の安全保障という観点からは不可能であるとまでは理解していた。それゆえ、イギリス政府側もみずからの手で、具体的な西ドイツ再軍備のための構想の検討を開始しており、9月のニューヨーク NATO 理事会の段階でベヴィンがたずさえていたのは、まず10万人規模の志願制による西ドイツ武装警察の設立を認めるという提案であった（この提案に至るまでに、イギリスの参謀本部は20個師団からなる西ドイツ陸軍の創設を求めているが、外務省の説得によって警察軍という線でイギリス政府内部は意思統一がなされていた。）。このように、イギリス政府の西ドイツ再軍備構想は、まず警察軍のような小規模なものからはじめて時間をかけて本格的な軍隊へと整備してゆき、同時にその過程で、西側諸国自身に対して再軍備された西ドイツが再び軍事的脅威となることを防止するために、可能な限りの予防措置をとる必要があるというものであり、アメリカのおこなった、西ドイツの NATO 加盟とその即時完全再軍備の要求との間には大きなギャップが存在していた⁽¹⁶⁾。

もちろん、イギリス政府の立場からも、西ドイツは長期的には NATO の軍事機構に編入されるべきであり、そうすることによってのみ、将来的にその巨大な潜在的軍事力が西ヨーロッパ全体の安全保障能力の拡大に貢献できるであろうということはわかっていた。また同時に、そのような西ドイツの軍事力の西側へのとりこみこそが、西ドイツの西側陣営

に対する政治的コミットメントを確実なものとするのであり、独立・再軍備後の西ドイツが中立的な外交政策を採用したり、東側陣営に走ったりするといった可能性を未然に防ぐことにもなるということもまた理解されていた。しかし、イギリス政府はこのような形での西ドイツの西側陣営への確実な編入の実現が可能になる時期としては、1954年をめどに考えていた。依然としてヨーロッパの人々の心に生々しいドイツ軍国主義の脅威の記憶が薄れるための時間の必要や、再軍備後の西ドイツの西側陣営自身への軍事的脅威を極少化するための、事前の西欧諸国側の本格的再軍備推進の必要や、西ドイツ再軍備を急激に進めることによって東側を刺激することを回避する必要といったものの認識が、このような立場をイギリス政府にとらせていたのである。

とはいうものの、現実には東側と比較して極めて脆弱であると考えられた当時の西側の軍事力を強化する必要もまた強く認識されており、したがってアメリカ政府が西ドイツ即時再軍備の交換条件として示した大規模な軍事援助の約束にはイギリスとしてもあらがいがたい魅力があったのもまた事実である。またアメリカ側はアメリカ軍人をヨーロッパ NATO 軍最高司令官に任命することもこの取り引きの条件に含めており、自らヨーロッパ大陸に対して大きな軍事的コミットメントをおこなうことは嫌い、1948年以来、NATO を通じたアメリカによる西欧防衛へのコミットメントの強化を常に求めつづけていたイギリス政府にとっては、この点でもアメリカの提案は大いに魅力的であった。結局、このアメリカ提案のもつイギリスにとっての利益を確保したいという考慮が勝った結果、イギリス政府は最終的に、西ドイツ再軍備についてのアメリカ提案に原則的には賛成しながら、一方では、西ドイツ軍構築のための実際の話し合いは別におこなうという形で妥協することを了承し、現実の交渉を通じて、少しでもイギリスの望む姿により適合するような西ドイツ再軍備のあり方を追求するという方針をとることになったのであ

論 説

る⁽¹⁷⁾。

他方、フランスにおけるドイツ軍国主義再興への危機感は、極めて根深いものであり、アメリカによる即時再軍備、NATO 直接加盟という提案への拒否反応は政府レベルでも、一般世論レベルでも強烈なものであった。しかし、フランス政府としては、アメリカの要求に対してただ否定的反応だけを示し続けることは困難であった。そういった消極的姿勢をとりつづけることはすなわち、フランスはいずれ成立する西ドイツ国家を対等で独立の主権国家とは見なしていない、というふうに西ドイツ側に解釈され、彼らの対仏感情を悪化させかねないおそれがあり、それはただちに、せっきく問題なく進みつつあった ECSC 設立というフランス側の大きな外交的目標の実現に対する障害となってはねかえってくる危険があったのである。それゆえに、ここでフランス政府に求められたのは、強烈な反ドイツ軍国主義を抱く国民感情に配慮しながら、なんとかアメリカにも西ドイツにも受け入れられる西ドイツ再軍備への道を緊急に見出すという、困難な作業であった。そのような苦心の産物として登場したのが、同年 10 月に発表されたブレヴァン・プランであった。同プランの骨子をなす提案は、発足時兵力 10 万人の、単一の超国家主権的(supranational)な「ヨーロッパ軍」(a European army)を欧州 NATO 軍とは別に組織し、西ドイツの兵力はすべてこの「ヨーロッパ軍」に所属させ、NATO 軍には西ドイツは、一切参加させないというものであった。この「ヨーロッパ軍」の指揮権限は、これも超国家主権的な存在として選任される「ヨーロッパ防衛大臣」(a European Defence Minister)にゆだねるものとされ、西ドイツ独自の軍事力強化への抑止策として、「ヨーロッパ軍」参加各国の将兵は、可能な限り小規模なレベル(フランスは大隊レベルを提案した)で各国混成部隊を構成し、西ドイツには独自の参謀本部設置は許可されないものとされていた。もう一つ重要な点は、西ドイツだけがこの「ヨーロッパ軍」にその保有するすべての兵

力を所属させる義務をもち、他の参加諸国が別個に国防軍を保有する権利は留保されることになっていた⁽¹⁸⁾。

プレヴァン・プラン発表直後のイギリス政府の反応は、この提案の実現の可能性は極めて低いのではないかというものであり、内閣一般の見解は、とりあえずイギリスとしてはプレヴァン・プランに対しては明確なコミットメントもまたプランに対する反発ないし干渉もどちらも回避して様子を見るべきであろう、というものであった。もちろん、すでに述べたシューマン・プランに対する彼らの対応からも容易に推測できるように、プレヴァン・プランの持つ超国家主権性の原則への嫌悪からも、NATOによって結び付けられた大西洋軍事共同体の育成に基礎を置くイギリスの対ヨーロッパ軍事戦略からも、そして、中東および東南アジアに存在するいまだに巨大なイギリスの軍事的コミットメントからも、プランが提案する「ヨーロッパ軍」にイギリスが直接加わることは不可能である、という点に関しては、イギリス政府内部での意見は当初から完全に一致していた⁽¹⁹⁾。

アメリカにとってももちろんプレヴァン・プランは容易に賛同できる性質のものではなかった。統合参謀本部議長、ブラッドレイ（Omar Bradley）が10月末にイギリスに対して述べたところによれば、それには4つの理由があった（かっこ内は筆者による補足）；「……第1に、提案されているヨーロッパ防衛大臣なるものは北大西洋条約のなかで、その一部の加盟国を代表するが、他の一部は代表していないがゆえに、混乱をもたらす要素となるであろう。第2に、ヨーロッパの連邦化のための鉄鉱および石炭のためのシューマン・プランおよびそれに続いての一連の政治的段階についての完全な合意が、ヨーロッパ防衛軍についての進展のための前提条件とされるなら、それは北大西洋条約による防衛の機能に極めて深刻な遅延をもたらすであろう。第3に、（ヨーロッパ防衛軍のための）共通の予算枠の拠出は、合衆国と連合王国にとっては好ま

論 説

しくないものである。第4にドイツ人たちは、このプランを、とくにその抛出する部隊を師団以下の規模に拘束する点を、このまないであらう。この国防省の見解については、国務省も同様の立場であった⁽²⁰⁾。

しかし、アメリカの提案する NATO 加盟による西ドイツ再軍備という方式と、フランスの提案するヨーロッパ軍の創設による西ドイツ再軍備という方式とが、互いに何の接点もないまま自己主張を続けるならば、関連各国はいかなる具体的行動もとれないのであり、それゆえ何とかして、何らかの妥協が模索されなくてはならなかった。結果的にはこの妥協は、1950年12月のブラッセルでの NATO 理事会において成立し、西ドイツ再軍備の最終的な形態についての決定は保留するものとしながら同時に、まずボンで当面の、しかし、暫定的な西ドイツ兵力の NATO 編入のための交渉を開始し、一方で、パリではプレヴァン・プラン実現のための交渉を並行して進めるものとされた。さらに、アメリカはこの二つの交渉が行われている間も、西ヨーロッパでのアメリカの軍事力強化にとりかかるということも合意された⁽²¹⁾。

プレヴァン・プラン実現のためのパリでの交渉は、1951年2月からフランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクスの6ヶ国を集めて開催され、いまや欧州防衛共同体(EDC)と呼ばれることになった、ヨーロッパ軍の設立にむけての議論が始まった。一方で、ボンにおける西ドイツ暫定再軍備のための交渉は、西ドイツ側が、まず大前提として、他の欧州諸国との主権的に平等なとりあつかいを、原則として承認することを強く求め、この原則確立以前の暫定的再軍備に強い抵抗を示したため、暗礁に乗りあげつつあった。結局、このような手詰まり状況の中で、すこしでも西ドイツの再軍備実現にむけて前進するためには、フランスの要求する対独安全保障と西ドイツの求める再軍備にあたっての主権平等の原則との対立を解消してくれる超国家主権主義的な解決、すなわち EDC 実現を目指すしかないのではないかと、西ドイツの兵力は超国家主権的な

ヨーロッパ軍に参加させる以外には存在し得ないのではないかと、この見方が、アメリカ政府内部でも、1951年7月までには、受け入れられるようになっていった⁽²²⁾。

この間イギリス側も事態の進展(というよりも進展のなさ)に伴い、プレヴァン・プランに対する模様ながめの立場を放棄して、より積極的な協力姿勢へと、その対応を変えていかざるをえなくなっていった。彼らから見ても、もはやプレヴァン・プラン=EDCには確かにその長所というべき要素が存在することは否定できなくなっていたのである。第一に、EDCがうまく実現するならば、ECSCによって始まっていたフランスとドイツの関係改善のプロセスはより確固なものとなるはずであり、そうなれば、それは西ヨーロッパの政治的秩序の安定を、自らの安全保障上の負担の軽減という見地からも強く望むイギリスにとってはもちろん大きなメリットとなることであった。またプランが最初に発表されたときに、イギリス外務省が強い嫌悪感を示した、ヨーロッパ防衛大臣の任命などのEDCの持つ政治的統合の要素も逆に、NATOへの直接加盟と比べて、西ドイツ再軍備にともなう東側からの反発をかわすのに役立つのではないかと考えられた。いずれにせよ、この時点で、イギリス政府の側には、関係各国を満足させると同時に早期の西ドイツ再軍備を実現するための具体的な代替案を提示することは不可能であり、そうである以上は、EDC推進というコースは既定の事実としてとらえて、その実現のための努力を何とかしておこなうしかなかったのである。フランス側は西ドイツをNATOに直接加盟させることは、長い目で見れば、西ドイツ側からの他のNATO加盟国との完全に平等な取り扱いの要求を受け入れざるをえなくなる(西ドイツ軍備の質と規模への何らの特別の拘束的措置がとれなくなる)、非常に危険な針路であると考えており、彼らにとってはEDCのみが、反ドイツの国内世論に配慮しながら、受け入れ可能な唯一の解決策であることは明白であった。そのようなフランス

論 説

側のぎりぎりの選択に対してイギリス側があまり協力的な姿勢を示さないでいるならば、第一に、すでに EDC 設立を通じた西ドイツ再軍備にコミットすることを決めていたアメリカから批判をうける可能性があったし、第二にもし EDC が実現しなかった場合(その可能性はかなりあるものとイギリス側は考えていた)、イギリスが積極的な支援を怠ったがゆえに失敗したのだとの批判を各方面からうける可能性があった。こうして、この状況の中では、イギリス側にとりうる、あるいはとるべき姿勢は、ECSC に対してとったものと同じもの、すなわち、EDC への直接加盟は避けるが、可能な限りそれに近い協力 (“as much co-operation as possible short of direct involvement in the EDC”) をするという対応しかありえないとイギリス政府は決断を下したのである⁽²³⁾。

こうして、英米仏ともに EDC 推進に対してコミットするという合意に到達することが可能となったのであり、この合意は 1951 年 9 月に、ワシントンでの NATO 理事会の際に、イギリス、フランス、アメリカの 3 ヶ国による公式合意として明らかにされ、3 ヶ国は、西ドイツの再軍備は超国家主権的機関に管理され、NATO に従属するヨーロッパ軍の一部として行われるべきであると宣言した。この宣言のなかで、イギリス外相モリソンは、イギリス政府による、EDC への完全な外交的支援を約束し、ここに、「ヨーロッパ大陸のコミュニティに対して可能な限り緊密な協力関係を構築する政策」 (“the policy of establishing the closest possible association with the European continental community”) が、ECSC, EDC の双方に対して、はっきりと国際的に公約されたのである。このモリソンによる声明の直後、イギリスでは 6 年振りに総選挙に勝利した保守党が政権に返り咲き、以後、労働党政権がおこなったこの国際公約を実現するための具体的努力をおこなってゆくこととなったのである⁽²⁴⁾。

註

- (1) Young, *France*, pp. 211-213.
- (2) FO371 73095 Z4416, memo. by Mason, 23 Feb. 1948. FO371 73095 Z4416, circular despatch by Bevin, 22 Mar. 1948. FO371 73097 Z6885, Harvey(Paris) to Sargent, 20 Aug. 1948. FO371 73097 Z6885, letter by Kirkpatrick, 28 Aug. 1948. FO371 73097 Z7234, minute by Kirkpatrick, 24 Aug. 1948. FO371 73060 5801, Harvey to Kirkpatrick, 26 July 1948 and minute by Jebb, 2 July 1948. CAB128/13, CM68(48)4, 4 Nov. 1948. CAB128/16, CM62(49)5, 27 Oct. 1949.
- (3) FO371 76385 W4640, PUSC(48) Final : 'Western European International Organization', 24 Aug. 1949.
- (4) CAB128/17, CM29(50)5, 8 May 1950.
- (5) Rappaport, *op. cit.*, pp. 135-141.
- (6) R. Bullen and M. E. Pelly(eds.), *Documents of British Policy Overseas, Series II, Volume I*, (1986, London, HMSO) (hereafter cited as *DBPO*, vol. I), pp. 1-5, 119-121. Young, *Britain*, pp. 145-148. John Young, "The Schuman Plan and British Association" in John Young(ed.), *The Foreign Policy of Churchill's Peacetime Administration 1951-1955* (1988, Leicester) (hereafter cited as Young, "The Schuman Plan"), p. 109. G. Warner, "The Labour Governments and the Unity of Western Europe, 1945-51" in R. Ovendale(ed.), *The Foreign Policy of the Labour Governments 1945-51*, (1984, Leicester) (hereafter cited as Warner, 'The Labour Governments'), p. 72.
- (7) CAB128/17, CM34(50), 2 June 1950. CAB129/40, CP(50)110, 12 May 1950, note by Attlee., CP(50)115, 22 May 1950, note by Bevin. *DBPO*, vol. I, pp. 5-13, 16-18, 21, 24-25, 26-45, 68-72, 73-76, 78-80, 81-82, 90-91, 98-100, 110-117, 125-126, 129-131. Kent and Young, "Third Force", pp. 54-56. Warner, *op. cit.*, pp. 72-73. John Young, "The Schuman Plan", pp. 109-110. Young, *Britain, France*, pp. 121-125, 150-157, 163.
- (8) CAB128/17, CM38(50)5, 22 June 1950. CAB129/40, CP(50)128, 2 June 1950, a note by the Economic Planning Board on Integration of Western European Coal and Steel Industries. CAB128/18, CM42(50)2, 4 July 1950. CAB129/40, CP(50)149, 1 July 1950, report by the committee of Ministers. *DBPO*, vol. I, pp. 58-58, 62-63, 65-66, 73-76, 77-78, 105-106, 117-119, 128-129,

論 說

- 147-149, 276-281. Young, "Schuman Plan", p. 110. Young, *Britain, France*, pp. 162-164, 178-182.
- (9) Dean Acheson, *Present at the Creation*, (N. Y., 1969), pp. 382-384. *FRUS* : 1950, III, 157-158, 695-697, 702-704, 716. Rappaport, *op. cit.*, pp. 142-143.
- (10) Rappaport, *op. cit.*, pp. 143-144.
- (11) *ibid.*, pp. 144-145.
- (12) Gaddis, *Strategies*, p. 90.
- (13) *FRUS* : 1950, I, 132, 145-146, 199, 237-39, 240, 243-249, 251-253, 256-258, 261, 263-264, 267, 280, 283, 286, 290, 311, 316-321. *FRUS* : 1949, I, 349-351. Acheson, *op. cit.*, p. 374, 377.
- (14) *FRUS* : 1950, VII, 140, 148-154, 187n, 199, 272, 346, 393-395, 460-461, 506-507, 532, 569-570, 712-721, 868, 1324, 1625. *FRUS* : 1950, I, 331-338, 340-341, 345, 352-353, 354-355, 359, 363, 370-371, 420-421, 428-430. Acheson, *op. cit.*, pp. 513-515, 529-533.
- (15) *FRUS* : 1950, I, 353, 355, 385, 488-489. *FRUS* : 1950, III, 273-278, 316. Acheson, *op. cit.*, pp. 437-445. *FRUS* : 1950, IV, 687, 688, 692-694.
- (16) PREM8/1203, PUSC(49)62 (Final Revise), 'The Future of Germany', 19 Apr. 1950., PUSC(50)9 (Final Revise), 'Western Organization', 21 Apr. 1950., Attlee to Bevin, 2 May 1950., Shinwell to Attlee, 13 June, 1950., Younger to Shinwell, 13 July 1950. CAB128/17, CM(50)5, 8 May 1950. Young, *Britain, France*, pp. 167-169. Saki Dockrill, "Britain and the Settlement of the West German Rearmament Question in 1954" in Michael Dockrill and John Young (eds.), *British Foreign Policy, 1945-56* (London, Macmillan, 1989) (hereafter cited as Dockrill, "Britain and the Settlement"), pp. 150-151. Saki Dockrill, *Britain's Policy for West German Rearmament 1950-1955*, (Cambridge, Cambridge University Press, 1991) (hereafter cited as Dockrill, Britain's policy), pp. 12-15, 24-28, 32-34. G. Warner, 'The British Labour Government and the Atlantic Alliance, 1949-1951', in O. Riste, (ed.), *Western Security : the Formative Years*, (New York, Norwegian University Press, 1985) (hereafter cited as Warner, "The Atlantic Alliance"), pp. 251-252.
- (17) CAB128/18, CM55(50)3, 4 Sept. 1950., CM58(50)3, 14 Sept. 1950., CM59(50) 1, 15 Sept. 1950. CAB131/8, DO(50)21st meeting, 21 Nov. 1949. Bullen, R., and

- Pelly, M. E.(eds.), *Documents of British Policy Overseas, Series II, Volume III*, (London, HMSO, 1989) (hereafter cited as *DBPO*, vol. III), pp. 4-9. 26-27, 38-39, 43-46, 51-53, 58-63. Young, *Britain, France*, pp. 169-170. Dockrill, "Britain and the Settlement", p. 151. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 33-37. Warner, "The Atlantic Alliance", p. 252.
- (18) *DBPO*, vol. III, pp. 54-55, 68-70, 78-79, 84-85, 136-137, 156-159, 206-207. Young, *Britain, France*, pp. 171-172. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 38-40. Warner, "The Atlantic Alliance", pp. 252-253.
- (19) CAB128/18, CM69(50)1, 30 Oct. 1950. *DBPO*, vol. III, pp. 217-220, 230-232, 237-239. Young, *Britain, France*, p. 172. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 42-43. Warner, "The Atlantic Alliance", p. 253.
- (20) *FRUS* : 1950, III, 410-412, 1689-1690.
- (21) *FRUS* : 1950, III, 458, 1749. *DBPO*, vol. III, pp. 274-277, 305-307, 351-352, 387-390, 393-398. Young, *Britain, France*, pp. 173-174. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 47-48, 53-54. Warner, "The Atlantic Alliance", p. 253.
- (22) *FRUS* : 1951, III, part I, 806-807, 835-836, 839n1, 840-841, 849-852, 1044-1047. Young, *Britain, France*, pp. 174-175. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 59-68. Warner, "The Atlantic Alliance", p. 254.
- (23) CAB128/20, CM56(51), 30 July 1951., CM58(51)2, 4 Sept. 1951. Young, *Britain, France*, pp. 180-181. John Young, "German Rearmament and the European Defence Community", in John Young (ed.), *The Foreign Policy of Churchill's Peacetime Administration 1951-1955*, (Leicester, 1988) (hereafter cited as Young, "German Rearmament"), p. 82. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 73-76. Dockrill, "Britain and the Settlement", p. 153. Warner, "The Atlantic Alliance", p. 254-256.
- (24) Young, *Britain, France*, pp. 181-182. Young, "German Rearmament", p. 82. Dockrill, *Britain's Policy*, pp. 78-79. Dockrill, "Britain and the Settlement", p. 153. Warner, "The Atlantic Alliance", p. 256.

むすびにかえて

本研究においては、対象となる全期間を通じて常に、英米両国の基本的外交政策上のアジェンダに、非常に高いプライオリティをもって位置しつづけ、かつ、その issue をめぐる両国間の意見が相違したとき、あるいは一致をみたときのいずれの場合においても、それが、両国政府の持つ、時々の根本的戦後世界秩序構想が反映された結果であったというような一つの大きな issue に焦点をあてるものとした。それはすなわち、戦後のヨーロッパ大陸における復興および秩序形成がいかなる形でなされるべきかという問題であった。

なぜなら、(a)この問題こそはまさに、それに積極的に関与することによって、アメリカをして戦後西側世界の盟主たる地位におくことになった issue であり、(b)またこの問題をめぐって示されたイギリス側の対応こそが、自国に最も近接し、その利害が非常に大きくからんだ地域においてさえ、もはやアメリカの関与によらない排他的リーダーシップの発揮ができなかったという事実を示すことによって、その覇権国としての資格の喪失を明瞭にあらわしたものだからである。

本研究が到達した結論は、極めて簡単にではあるが、以下のようにまとめることができるだろう。

すなわち、英米両国政府が抱いていた、戦後のヨーロッパでの秩序形成の在り方と、その中で自国が果たすべき役割についての自己認識という点では、アメリカ政府の側よりもまずイギリス政府の側(特に外務省)に、早期から、明確な、みずからをリーダーとした西欧諸国の組織化、そしてそれを基盤とした世界の中での第3勢力形成を狙う、という対戦後西欧政策があった。

しかし、この政策はあくまでも、多くの楽観的観測あるいは過去の記憶にしばられた極めて主観的な国力の認識に基づいたものであり、結局

イギリス政府がより客観的なみずからの国力の衰退を認識することができなかった、あるいはそれを拒否したために、政策実現のためのリソースの不足をきたし、途中で挫折したわけである。

これに対して、アメリカ政府の側には当初は明確な対戦後西欧政策はなく、彼らは、冷戦の進展の中で、否応なく西ヨーロッパを、将来的には経済的にも軍事的にも自立可能な統合的枠組みの中にまとめあげるための、各種援助政策、軍事的同盟の枠組みの提供をおこなわざるを得なくなっていくた。

そしてそのようなアメリカの対西ヨーロッパ政策の変質は、独自のリーダーシップの下で西欧諸国を組織化する、という当初の政策構想実現に失敗していたイギリス政府にとっては、彼らが新たに採用した、アメリカと西ヨーロッパを結び付ける大西洋同盟の要としての役割にイギリスの影響力維持の道を見出すという政策の実現にとっては、大いに歓迎すべき有用な政策とみなされることになったのである。

こうして、当初は、英米両国ともに、西ヨーロッパに対しては大いに異なる利害・動機を持ち、極めて共通点の少ない状況認識から出発しながらも、戦後5年の間に、こと西ヨーロッパ地域に関する限りは、両国が抱いていた、戦後秩序の在り方および、その実現のためにみずからが果たすべき役割についての認識は、外見的には、極めて似通ったものとなっていくたわけである。

そして、その役割とはすなわち、フランスの進めるプランに沿って「統合」を目指す西ヨーロッパ諸国に対して、直接その計画に参加はしないが、彼らの努力を外部から強く(もちろん、その支援の物理的規模には、英米両国の基本的国力の相違から生じる、大きな差があったのであるが)支援する役割というものであった。